



セミの鳴き声

Part5

8月、待ちに待った夏休み。この時期、昆虫好きの子どもではなくても気になるのがセミの声でしょう。「今日は暑いなあ…」と思うと決まって鳴くのがアラゼミ。気温が20度を超えるとオスは元気にプロポーズを始めます。「ジー」と鳴きだすと、「暑いからやめて！」と言いたくなります。

セミの成虫の命は種類によって多少差はあるものの、1週間前後と短いのでこの鳴き声は、オスにだけ許された必死の呼びかけ「求



アラゼミ

愛活動」なのです。「暑い」などとは、言っていません。

鳴き声には、メスや仲間を集めめる「本鳴き」、ほかのオスの鳴き声を邪魔する「じゃま鳴き」、メスに求愛する「誘い鳴き」、敵に襲われた時の「悲鳴」の4つの鳴き声があるそうです。

夏、いち早く成虫になり、鳴き始めるのは最近少なくなったニイニイゼミです。その後ヒグラシ、夏番を知らせるアラゼミ、ミンミンゼミと続きます。最後にツクツクボウシが、夏の終わりを伝えます。「(夏は)もういいよ、もういいよ」と鳴いているように聞こえませんか?

また、夕暮れに鳴くヒグラシの切ない「カナカナ…」という声を聞くと、夏休みの宿題の前に途方に困っていた、酸っぱくも優しい時を思い出します。

センターでは、植物図鑑を貸し出ししていますので、時には“せみ時雨”の中を散策してみるのはいかがでしょうか。

また、一足早く「秋の花と虫」の写真を8月中旬から展示する予定です。

【申し込み・問い合わせ】狭山丘陵いきものふれあいの里センター
(荒幡782) / 939-9412 / 休館日: 毎週月曜日)

8月の自然観察会

《虫たちと遊ぶ野外教室》

とき 8月18日(日) / 午前9時30分～午後1時30分

集合 同センター

定員 申し込み先着40人

持ち物 筆記用具、飲み物、虫よけスプレーなど。お持ちの方は双眼鏡・ポケット図鑑など

小児科医療相談室 Q&A



Q: 2歳の男の子ですが、3月のはじめぐらいにみずいぼができはじめました。

はじめは、5個ぐらいをつまんで取ってもらいましたが、翌週にはまた増えはじめたので、取らずにヨクイニンという薬を3か月飲み続けていますが、増えるばかりです。スピール膏も貼ってみましたが、ほとんど効果はありませんでした。このまま薬だけでの治療で時間をかけては、いつかは治るものなのでしょうか?

A: みずいぼは、ポックスウイルスが皮膚に感染してできるいぼのことです。感染形式としては、直接いぼに接触、何か物を介しての感染、そして自分でいぼを引っかいて周りに広める感染があります。空気感染や水を介しての感染はありません。

したがって、スイミングスクールや幼稚園でみずいぼの子どもが、プールに入ること自体は問題ありません。ただし、ビート板を介する感染の可能性があるので、ビート板などの共有を避ければプールに入って良いと思います。

乾燥肌やアトピー性皮膚炎の子どもにみずいぼを見かけることがあります。これは乾燥肌やアトピー性皮膚炎では皮膚のバリア機能が落ちて



いるため感染しやすく、かゆくて皮膚をかくことでみずいぼを増やしているなどが考えられています。そのため、乾燥している肌の場合は乾燥予防(ワセリンを塗るなど)をする等のスキンケアを行い、引っかかないような工夫(かゆい部分を冷やしてあげる、かゆみ止めの薬を使用する、爪を切る)をすると良いでしょう。

みずいぼは、放置した場合平均6か月くらいで消失します。この点を考慮すると、放っておいても問題はないと思いません。もちろん、スキンケアと引っかき予防はしたほうが良いです。そのうえで、除去を希望される場合は、なるべく痛くない方法で除去するのが良いでしょう。

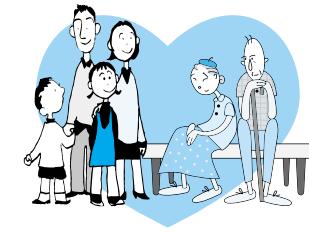
- 確実な方法としては、
 ①あらかじめ痛み止めのシールを貼って痛くないようにしてからピンセットで摘除する
 ②硝酸銀をペースト状にしたものをおいぼの上に乗せて乾燥除去する
 ③液体窒素による凍結療法
 ④いぼの大きさに切ったスピール膏を貼り付ける方法があります。数が少ない場合は、①が確実です。

お子さんに関する相談にお答えします。相談は郵便や下記のアドレスで随時受け付けています。

あて先 〒359-0025・所沢市上安松1224-1
所沢市市民医療センター・小児科相談係

アドレス yamachan@tokorozawa-iryu-center.jp

なぜ? なに? 介護保険



Q1: 介護保険で住宅改修ができると聞きましたが、どのような工事ができますか。

A1: 介護保険の認定を受けている方が、自宅で生活を送るために必要と認められた場合、次のような改修工事を対象として、改修費用(限度額20万円まで)の9割にあたる額(最高18万円)が保険から支給されます。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え
- ⑤洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥その他①～⑤に付帯して必要となる工事

◎住宅の新築・増改築は、支給の対象なりません。



Q2: 申請はどのようにしたらよいのでしょうか。

A2: 住宅改修は、ご本人がいったん費用の全額を負担し、申請によって保険から費用の9割分を支給するしくみです。工事終了後2年以内に、申請書に次のものを添えて市役所1階・介護保険課に提出してください。

提出書類 ▶領収書(コピーでも可) ▶工事費の内訳書 ▶改修内容を確認できる工事の前後の写真 ▶住宅改修が必要な理由書(担当のケアマネージャーに書いてもらってください) ▶賃貸住宅等の場合は所有者の住宅改修に係る承諾書

《住宅改修は慎重に!》

住宅改修は、ご本人の身体状況に合わせ、福祉用具と組み合わせたり家族やホームヘルパーなどの介護の仕方も考えたりしながら行なうことが大切です。ケアマネージャーや福祉住環境コーディネーターなどの専門家に相談してください。独断で工事をしてしまうと、実際にはうまく使えず無駄になってしまいます。

住宅改修には、多額の費用がかかります。場合によっては、複数の業者から見積書を取り、比較することも必要です。最近、強引に契約を迫る業者とのトラブルも増えていますので、十分納得したうえで契約してください。住宅改修についてわからないことや不安なことがありましたら、下記へご相談ください。

問い合わせ ▶介護保険制度全般の相談……介護保険課(☎998-9420)

▶契約上のトラブル、苦情……消費生活センター(☎928-1233)



▶11年間飼っていたセントバーナードが他界。生前、幼犬時は「かわいい」とキャーキャー言われ、成犬時には「怖い」とギヤーギヤー騒がれ、いつも黄色い声を浴びていた。天国でも人気者かな…。(♣)

▶今回の表紙を飾った「御殿まり」。カラーでお見せできないのが残念ですが、その色彩は見事です。中央公民館には手まりサークルがあるそうです。皆さんも手まり作りに挑戦してみませんか。(♥)

▶暑い日が続く今日このごろ、皆さんお元気ですか。私は少し疲れていますが、一生懸命広報づくりに励んでいます。まだ暑い日が続きますので、スタッフがつく物を食べてがんばりましょう。(◆)